

文書番号	MMS-101
改版番号	21版
制定日	2001年4月2日
改定日	2026年4月1日

定 款

管理区分	<input type="checkbox"/> 非管理			
	<input checked="" type="checkbox"/> 管理	管理部署	管理部総務課	配布担当
		配布先		

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	2/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

改定履歴

改訂版数	改訂年月日	改訂頁	改訂内容	承認	審査
初版	2001年4月2日		初版発行による	総会	
2版	2003年8月22日	8頁	営業年度の変更	総会	
3版	2003年12月12日	4頁	本店の所在地の変更	総会	
4版	2004年10月25日	全頁	一部改訂	総会	
5版	2005年8月31日	全頁	一部改訂	総会	経企
6版	2006年4月28日	全頁	一部改訂	総会	経企
7版	2007年4月11日	全頁	東証マザーズ上場により一部改訂	総会	経企
8版	2007年11月24日	6頁 11頁	監査役会と会計監査人の設置	総会	経企
9版	2007年12月1日	6頁	発行可能株式総数の変更	臨取	経企
10版	2009年11月28日	全頁	目的の変更、株券電子化に伴う変更	総会	経企
11版	2011年8月19日	6- 12頁	優先株式の追加	総会	管理
12版	2013年11月30日	6頁	株式の分割および単元株制度採用	総会	管理
13版	2015年9月1日	6頁	発行可能株式総数の変更	臨取	管理
14版	2015年11月28日	全頁	監査等委員会設置会社への移行 発行可能株式総数の変更 優先株式に係る条項の削除	総会	管理
15版	2016年11月26日	5頁	目的の変更	総会	管理
16版	2017年3月1日	6頁	発行可能株式総数の変更	臨取	管理
17版	2017年11月25日	5頁 6頁 8頁	目的の変更 発行可能株式総数の変更 取締役の員数の増加	総会	管理

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	3/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

18版	2018年11月28日	6頁	発行可能株式総数の変更	総会	管理
19版	2022年11月25日	8頁	電子提供措置導入による変更	総会	管理
20版	2023年11月22日	6頁 12頁	目的の変更、附則の削除	総会	管理
21版	2026年4月1日	7頁	発行可能株式総数の変更	臨取	管理

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	4/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

目次

第1章	総則	6
第1条	(商号)	6
第2条	(目的)	6
第3条	(本店の所在地)	6
第4条	(機関)	6
第5条	(公告方法)	6
第2章	株式	7
第6条	(発行可能株式総数)	7
第6条の2	(単元株式数)	7
第6条の3	(単元未満株式についての権利)	7
第7条	(自己の株式の取得)	7
第8条	(株主名簿管理人)	7
第9条	(株式取扱規程)	7
第3章	株主総会	8
第10条	(招集)	8
第11条	(定時株主総会の基準日)	8
第12条	(招集権者および議長)	8
第13条	(電子提供措置等)	8
第14条	(決議の方法)	8
第15条	(議決権の代理行使)	8
第16条	(議事録)	9
第4章	取締役および取締役会	9
第17条	(取締役の員数)	9
第18条	(取締役の選任方法)	9
第19条	(取締役の任期)	9
第20条	(代表取締役および役付取締役)	9
第21条	(取締役会の招集権者および議長)	10
第22条	(取締役会の招集通知)	10
第23条	(取締役会の決議の省略)	10
第24条	(取締役会の議事録)	10
第25条	(取締役会規程)	10
第26条	(取締役の報酬等)	10
第27条	(重要な業務執行の決定の委任)	10
第28条	(取締役の責任免除)	11
第5章	監査等委員会	11

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	5/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

第29条	(監査等委員会の組織)	11
第30条	(監査等委員会の招集通知)	11
第31条	(常勤の監査等委員)	11
第32条	(監査等委員会規程)	11
第33条	(監査等委員会の議事録)	11
第6章	会計監査人	12
第34条	(会計監査人の責任免除)	12
第7章	計算	12
第35条	(事業年度)	12
第36条	(剰余金の配当の基準日)	12
第37条	(中間配当)	12
第38条	(配当金の除斥期間)	12

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	6/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社マルマエ と称する。英文では Marumae Co.,Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) 精密機械・精密機器の設計・製造・加工・組立
- 2) 精密機械部品の設計及び製作
- 3) 産業及び医療機械器具の設計、製造、販売
- 4) 精密機械部品及び機械装置の点検、修理
- 5) ソフトウェアの開発、販売
- 6) 製缶工事
- 7) 配管工事
- 8) 運送業務
- 9) 不動産の賃貸
- 10) 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を鹿児島県出水市に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査等委員会
- 3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	7/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、104,424,000株とする。

第6条の2 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第6条の3 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第9条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	8/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

第3章 株主総会

第10条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第11条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

第12条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第13条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第14条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	9/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

第16条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第17条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

第18条（取締役の選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第19条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	10/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第21条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第22条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第23条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第27条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	11/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

第28条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第29条 (監査等委員会の組織)

監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

2. 監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

第30条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第31条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第32条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第33条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

文書名	定款	制定日	2001年4月2日	頁	12/12
文書番号	MMS-101	改定日	2026年4月1日	改版番号	21版

第6章 会計監査人

第34条 (会計監査人の責任免除)

当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

第35条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

第36条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

第38条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。